

## EP 関連資料

第四次産業革命から生じる発明に対して進歩性の判断の際に  
問題になることが予想される EPO における当業者の基準

2019年06月03日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

### 1. はじめに

最新技術に対して特許による保護を受けるために、発明が非自明であることが求められます。クレーム発明が進歩性を有するか否かの認定は、軽微な普通の改良が特許付与されることを未然に防止すると共に、より多くのインセンティブな基礎研究を奨励することを意図しています。

進歩性は、それゆえ、発明が、最新技術を遥かに超えている程度を計るものであるとも言えます。但し、進歩性は、人間の知恵が発明を創造することに実際に関与していたか否かを認定するものではありません。このことは、予想外の発見に対して特許が付与され得るという事実からも明らかです。上記の認定は、仮説に基づいて問うことであり、具体的には、特許出願がファイルされた時点で、当業者にとって発明が自明であったであろうか否かを問うことです。

EPO における進歩性に関し、**Article 56 EPC** は、次のように規定しています。

「技術水準を考慮して、発明が当業者にとって自明でない場合、その発明は進歩性を有するものとみなされる。」

また、**EPC Rule 27(1)**は、次のように規定しています。

「技術的課題とその解決が理解されるように、発明は記載されていなければならない。」

上記規定によれば、進歩性の基準に関し、文言上は明瞭ですが、EPO における実際の適用は、明瞭からはほど遠い感があります。このような状況に加えて、最近、**AI** ("Artificial Intelligence" : コンピュータにおいてインテリジェント挙動 ("intelligent behavior") をシミュレートするコンピュータサイエンスの一部門を占める。) を利用した特許出願が、EPO にファイルされています。**AI** を利用した発明は、人間ではないものによる発案物であることも珍しくありません。

第四次産業革命から生じる発明に対して、進歩性の判断の際に問題になることが予想される「当業者」の基準について、以下に説明します。

## 【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK  
理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

### 【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

### 【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

### 【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。